
令和4年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和4年12月2日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月2日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	有藤 寿満
財政課長	興梠 貴俊	総合政策課長	戸高 雄司
税務課長	林 謙一	町民生活課長	甲斐 利一
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史

農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長補佐	……………	佐藤健次郎
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	綾 浩樹
保健福祉総合センター所長	……………				興梠 晶彦
上下水道課長	……………	湯川 哲			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				山下 正弘
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、おはようございます。

開会前にお知らせします。建設課、甲斐課長が欠席しておりますので、佐藤課長補佐が出席しています。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質疑願います。

最初に、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（11番 工藤 博志議員） さきに通告いたしました新年度予算編成と町政運営について一般質問を行います。

平穏無事な年には順調に年次計画どおりに事業推進が可能であります。本年度のような甚大な台風災害が発生した年には、災害調査や復旧活動などに労力を消費し、本来の年度事業推進が滞ることも考えられますが、行政と議会が一体となって取り組み、繰越しを最小限に抑えなければならないと考えております。

新年度予算編成に当たっては、例年、長期計画や行財政改革大綱に基づき編成されますが、本来の事業推進プラス復旧事業で職員は多忙を極めると思いますが、予算編成と事業推進にどのように対処されるのか、伺います。

2、町長に就任以来、新型コロナウイルス感染症の蔓延で町民は厳しい日常生活を強いられ、

自粛や各種行事の縮小が続いている中、町長の発想力と行動力の豊かさで確実に一步一步前進していると実感しています。

明るい話題の少ない時世ですが、さきの第12回全国和牛能力共進会において、4大会連続の内閣総理大臣賞を宮崎県が獲得、その中心的活躍が高千穂からの出場牛という快挙は明るい話題として記憶に新しいところであります。

町長は2期目への挑戦を決意されておりますが、国・県・地方自治体共に刻一刻と状況は変化し、困難なかじ取りが予想されます。今後の町政運営について、町民が安心・安全に暮らしていくための財政面と社会生活面の考えを伺います。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、工藤博志議員の新年度予算編成と町政運営についての御質問にお答えをいたします。

初めに、新年度予算編成と災害復旧事業推進への対処についてであります。台風14号による町内の農地・農業用施設、林業施設、河川・道路・橋梁公共土木施設災害につきましては、被災直後から事業課を中心に各課職員も動員して災害調査、測量作業を行い、一般会計7号補正では緊急を要する町道、林道、河川等の土砂・倒木の撤去や、施設等の応急復旧工事費や測量委託料等を専決処分させていただきました。

また、8号補正でも、一日も早い災害復旧を目指し、現時点で積み上げのできた工事請負費や測量委託料等を計上しておりますが、町内の工事業者等は、通常業務部分の工事を抱えており、災害復旧事業への人員や機材が確保しづらい状況となっており、繰越しをせざるを得ない状況になることも予想されます。

新年度予算策定におきましては、計画的に実施をしている国県の補助事業を優先し、先送りできる町単独事業などを検討しながら災害復旧費を含めた全体の事業量の調整を図る必要もあると思われまます。

また、災害復旧事業は3年間で完了させるとの制度上の決まりがあるなど、事業を迅速に実施していくためには年度をまたぎ行う必要もあることから、事業繰越しは避けては通れないものと思われまます。

災害復旧事業の推進体制ですが、事業課におきましては、通常予算事業に併せて災害に関する大量の業務をこなすため、職員の長時間勤務が続いておりますが、宮崎県土地改良連合会からの職員派遣や他事業課からの応援により対処しております。また、宮崎県等へも職員派遣をお願いしております。

当初予算の編成作業につきましても、事業課においては、通常業務の予算作成に加えて、災害

復旧事業費の詳細把握と経費算定に相当の時間を要することから、財政課への予算書提出期限を延長するなどして対応することとしております。

次に、今後の町政運営において、安心・安全な暮らしのための財政面と社会生活面の考えについてであります。新型コロナウイルス感染症により、本町の伝統的行事である夜神楽も2年ほど中止・縮小を余儀なくされてまいりましたが、本年はようやく復活の兆しが見えてきたことを喜ばしく思っております。

また、第12回全国和牛能力共進会において、本町出場牛の活躍は誠にすばらしく、これまでの関係者の御努力に心より敬意を表するものであり、今後の本町農林畜産業の発展に資するものと確信をしております。

一方で、本町は少子高齢化、生産年齢人口の減少に伴い、農林業や商工業をはじめとする各種産業の担い手不足と同時に、自治公民館や各種団体の担い手も不足することから、これまでできていた住民が共に助け合って暮らすことのできる、心豊かな地域を維持していくことは次第に困難になることが予想されます。

今後、地域住民の安全・安心な生活を維持していくためには、地域や家庭の実情に応じ行政サービスを見直していく必要があります。現状でも町道等の草刈り作業への高所作業車等の重機リースや移動交通手段としてのふれあいバス事業等を行っておりますが、日々変化していく地域の現状を小まめに把握し、行政サービスをよりよいものに見直していく必要があると考えております。

また、医療や消防、水道、下水道等の社会インフラの維持も住民福祉において不可欠なものでありますが、人口減少に伴う収入の減少などにより、経営はより厳しさを増していくものと思われます。現在、郡内公立病院の経営統合による経営の効率化や下水道事業の公営企業化などに取り組んでおり、今後、老朽化する各施設の更新についても年次計画的に行っていく必要があります。

現在、本町においては総合長期計画やまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、様々な産業振興対策や少子高齢化対策を行っております。早急な問題解決に導く抜本的な解決策は容易に見いだせるものではありませんが、人口減少による町税や交付税の減収が見込まれる中、本町の将来を見据え、地方交付税や起債に過度に頼らない「稼げるまちづくり」を基盤に、町民の皆様の視点に立った、今まさに必要とされる行政サービスを模索し、町民が安心・安全に暮らしていける高千穂町のまちづくりに誠心誠意、全力で取り組む所存でありますので、今後も議員の皆様のお協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） それでは、再質問をさせていただきますが、まず、台風災害による農地災害であります。今回の台風災害につきましては、復旧工事として３年程度を見ているというようなことではあります。これまでの災害復旧の工事については、入札時に不落が多々あったわけなんですけれども、その理由として直接の工事費は十分見てあるわけなんですけれども、間接的な経費、例えば隣接地の土地の所有者との交渉が困難だとか、あるいは地元高千穂町と県との単価の違い等々がありまして、なかなか不落も多かったというふうに聞いておりますが、そういった場合にやっぱり最後は協議をされて何とか工事は進められておるわけですが、今回もそのようなことがないように早めに業者との協議をした上で、納得のできるような単価、経費で入札に臨むべきではないかというふうに思いますが、これについては農地整備課長にお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

まず、農地・農業用施設の災害復旧事業の経費の部分につきましては、被災直後に建設業協会であったり、あと国のほうにもその辺の手續の簡素化のお願いをしております。

建設業協会からの要望としましては、特に山腹水路等の経費について従来の設計以外の実勢単価ですね、そういったところの使用を何とかしていただけないだろうかという要望が来ておりますので、県のほうの不落の場合とかそういった場合の対処の仕方を参考にさせていただきながら、そういった部分につきましては検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） できるだけ不落のないように、談合と言われるようなことはないようにしながら、業者のほうも一生懸命やっただいておるわけなんですから、そういったところをうまく協議していただいて、一発で応札できるように努力をしていただきたいと思います。

また、最近、業者のほうも人員不足とかいろいろありまして、なかなか現場代理人がいないというようなことで応札にも応えられないという話も聞くわけですが、建設課においては、二現——二つの現場ぐらいいは掛け持ちでもやっただいていっているような話は聞いたわけなんです。これについては建設課の補佐、そういう状況でこれまでは来ているんですかね、お尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長補佐（佐藤健次郎課長補佐） こちらにつきましては、現場代理人の重複などというふうに対応してきておりますが、今後におきましても、そういった要件の緩和につきまして柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 農地のほうもそうやっていただいているとは思いますが、今回の台風は特に岩戸地区が多いようですが、農地については隣、近距離の場合は、特にそれぞれに入札といいますか、入札はそれぞれにされると思いますが、現場が近いところは一括して引き受けていただけるように、そういった努力も必要ではないかと思いますが、農地整備課長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

そういった重複して発注できるような案件につきましては、議員のおっしゃるとおり今までも発注してきておりますので、そのような対応は可能であるかと考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 今回の場合は災害が激甚ということでありますので、それ以上に努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、災害で工事にかかった災害の対象になったところはいいんですけども、自力復旧をされて、その見舞金制度がありますけれども、これについては今回も補正予算で認めたわけですが、これまでは４０万円以下の災害箇所で補助率が５０％ということで確認ですが、これでもいいのでしょうか、農地整備課長。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

自力復旧事業につきましては、議員のおっしゃるとおりの考えで今年度も対応していきたいと考えております。

また、先日お答えしましたが、今年度被災のあった分で業者さんであったり、リース等が期間的にちょっと間に合わない部分につきましては、来年度以降にも柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） そこで、町長にお尋ねですけれども、農地災害は原状復帰でありまして、復帰したからといって農地が生産性や利便性が向上するわけではないわけなんですけれども、今回自力復旧の方はそれぞれに単年度で終わられるかというふうにも思いますけれども、自力復旧に対する５０％をこういった激甚災害の場合には特例として見舞金のかさ上げといいますが、補助率のアップ等々は考えられないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

現状では、自力復旧については現行のままでいきたいというふうに考えておりますが——現在ではそのように考えております。

そして、自力復旧じゃない災害復旧事業の中で基準を超える負担が生ずるところについては、今回新たに町で独自に負担をするというところを新たに打ち出させていただいておりますので、そこは条件を示しながら、農地の災害復旧に当たっていただく——を希望される農家さんに判断をしていただくという方針で進めてまいりたいというふうに現状では思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） ぜひ被災された方々の立場に立って、そういった部分も緩和できる部分は少しでも見舞金を多く上げて、次の生産意欲ができるようにやっていただきたいと思いますが、この農地災害が３年ほどかかるというようなことでありますけれども、その間は栽培作物も植えられない状況の方もいらっしゃるのではないかというふうに思うわけですが、そういった方々に、例えば固定資産税の減額あるいは減免等々は検討できないものか、町長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

そのような考え方今までは持っておりませんでしたけれども、全く耕作ができなかったという部分についての固定資産の減免ということはある得ない話ではないのかなというふうには思いますが、制度設計もありますので、そこら辺りについてはちょっと税務課、そして農地整備課も交えながらちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。今、即答はできかねますが、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） この辺もぜひ検討していただきたいと思います。

今回の災害の事例でありますけれども、河川とか農道が決壊して自分の農地に行けないと、末端でその１個だけだったということで、災害にはかかりません。災害復旧もできません。自分でやってくださいと言って帰られた事例があるということで、執行部のほうにもお願いしましたけれども、そういった場合に、なら地権者がもうこの土地から財産、生産物があって税金も納めていたんだと、その土地に行けないであれば、もう生産物もない、収入もないから非課税になるのかもしれないし、また農地は使っていないから固定資産税も納めないよと逆ギレされた場合にど

う対応されるのかという部分で、自分は直接担当課と交渉しました。

で、交渉した時点で「議員、そりゃ脅迫じゃないですか」と言われました。でもそのくらい農地の所有者は農地を大事にして、農地で生活しているんですよ。そういった部分を執行部が簡単に一言で「災害にかかりませんよ」とか言うべきではないと思うとですよ、いろんな事業を見つけてきて「何とか整備しますからしばらく待っててください」と、そういう答えが欲しいんですよ、住民は。そういう優しさが欲しいんですよ、住民は。

そういうことを執行部は行政のサービスとしてやらなければいけないのではないかと私はいつも思うんですよ。そういう部分で、やはり特に三役に——三役じゃない、町長、副町長に申し上げますけれども、そういう部分でやっぱり住民と寄り添うということが何よりも大事だと思います。金がないから、予算がないからじゃなくて、一声なんですよ、その一声が大事なんですよ。

今朝もいろいろあったと聞いておりますけれども、そういう部分でやっぱり人と人のつながりは優しさとぬくもりだと思いますので、そういった部分をぜひ町長の力で執行部の皆さん、課長以下の皆さん方にそういったことも今後は指導していただきたいと私は思います。

次に行きますが、土地改良区への補助金が農地整備課のほうから出ておりますが、これについては、用水路の延長距離と耕地面積等々も加算されていると思いますが、これで間違いなかったでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

土地改良区の補助金につきましては、議員のおっしゃるとおり延長に対しての補助金となっております。本年度、延長は長くても受益面積が少ないとか、そういった土地改良区もございますので、用水路の維持管理に使いたい経費がなかなか、直接支払いであつたり多面的機能支払いで算出できないという土地改良区もございましたので、そういった地区を今年ピックアップしまして、蓋がけ等の対策を検討しようというところでありました。

ただ今回、こういう被害がありましたので、ちょっとまだそういった段取りまでは行っておりませんけれども、今後、そのような対策も加えながら補助金に併せて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ありがとうございます。

先日、九州電力のほうから土地改良区に対する説明があつたんですけれども、2016年に電力の消費が小売自由化になりました。そしてまた2020年には、送電線・配電線の部門が法的分離になったというような状況で経営が苦しくなったというようなことで、令和5年の1月1日

からかんがい用水用電力——高圧電力であります、これが制度見直しによりまして契約期間の撤廃ということになりまして、電力を使用しない月にも基本料金を頂くというような通知が来たんですが、これについてはもう執行部は御承知でしょうか、農地整備課長。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） 御質問にお答えいたします。

今のような案件につきましては、一応正式に文書が来ているわけではございませんけども、一応耳には入っております。

そんな中で、期間限定ということであるかもしれませんが、国の補助等の制度があるかもしれないというところまでは聞いております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） これもポンプアップをされて水稻栽培をされている方にとってはかなりの賦課金の増額になるわけですが、こういった部分で土地改良区に入っていない揚水組合もあるんですよね。そういったところへの町の補助金はない路線もあるわけですが、そういったところにもこの土地改良区の補助金が出せるように新年度は検討していただきたいというふうに思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

この件については、先日、県議会でも本地域選出の佐藤県議が御質問をされたというふうに認識していますけれども、県のほうとしても対応を考えたいというような回答があったようですので、県のほうがどのように支援できるかというところを受けて、どうしても対応が難しいという場合、町が手を差し伸べるということも検討の余地があるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） ぜひこれも検討していただきたいと思います。

今回の台風１４号で私たち議会は自主的に災害調査を一日したわけですが、その中で農作物はもちろんですが、土地、それに農機具、相当そういった被害がもう駄目になって途方に暮れている農家の皆さん方と直接お会いして、一日でも、そして一年でも早く以前のような農地を整備して農業が再開できるようになるといいなというふうに感じたわけですが、こういった場合にそういった農家が少しでも早く立ち上がられるように町独自の特別復興予算とかいうような名称で事業費を組んでいただくとありがたいかなというふうにも思うわけですが、そういった考

えはないのかお伺いをしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

そうですね、今回激甚災害ということでもありますので、通常とは違う対応というのも出てこようかと思いますけれども、まず、町として国県の支援が受けられない部分についてどう対応するのか、そしてどう予算組みをしていくかということについては、新年度予算も含め、また補正予算も含めて対応を考えたいと思いますけれども、その名称についてどのようにしていくかというのは考えは及びませんけれども、今回の御意見を参考にさせていただいて、町独自の支援がいかに行えるかということについては、町民の皆様の気持ちに寄り添う形と、また今回復旧ができない農地等については、この時点で今後の耕作を諦めるといった方が少しでも出ないようにということを念頭に置いて、町として誠意を持って対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひお願いしておきたいと思います。

続きまして、町政運営についてお尋ねをいたしますが、運営する以上には予算がつきものでありますけれども、国の借金が1,000兆円超え、正確には1,255兆1,932億円ということで過去最大ということになっておりますが、これは国民1人当たり1,005万円ということになるそうであります。

本町においては、令和3年決算時点で特別会計を含め87億4,600万円です。町民1人当たり76万500円ということですが、本町においても、町長の公約にも挙げられております鉄道公園化や高千穂中学校の移転・改築、広域行政においては3町の公立病院の統合あるいは尿処理施設の改築、ごみ処理施設の問題等々課題はたくさんあるわけですが、どの事業をとっても町民に直結した課題であり、待ったなしの状況というふうに思うわけですが、これにこの事業を推進するに当たっては、優先順位をつけて事業を推進しなければならないわけですが、町民にとってどれが一番大事かというのが最終判断だと思いますので、どういうところからどのように町長は手をつけていかれる考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、やっぱり町民の生活に直結するところから手をつけていきたいというふうに思っております。

3町立病院の統合・再編につきましては、3町で連携して行うということでもありますので、3町で可能な限り公平な負担の中で、今後、収益の改善あるいは持続可能な医療サービスの提供

体制を維持していくということ、そして、何よりも経営改善ということがありますので、こちらについては早急にやっていきたいというふうに思います。

また、中学校の建て替えについては、可能な限り早期にやっていきたいというふうに考えております。こちらについても、近年、子供の数が非常に減ってきているということがございますので、その辺りも念頭に置きつつ計画をしていきたいというふうに思います。

こちらについては、少子化については全国的な課題でありますので、コロナ収束後にどのようにまた変化してくるかということも考えつつではありますが、可能な限りこちらは急ぐ必要があるというふうに思います。

また、3町のし尿処理施設の移転・建て替えについては、こちら3町で今毎年積立てを行いながら計画をしておりますので、この計画に沿うような形で行っていきたいというふうに思います。

また、鉄道公園化構想につきましては、可能な限り町の負担を少なく実施ができるように、今民間資本との連携——PFI事業という形で可能な限り町の負担が少なくできるように計画をしていきたいと思っておりますので、こちらについても、めどが立ち次第やりたいと思っておりますけれども、このような災害発生でありますので、これが早急にすぐに着手できるのかというところについてはちょっと町の基金であったり、あるいは補助事業がどのように活用できるかその辺りも含めて、また民間企業との足並みをそろえてやる必要がありますので、ここ辺りについては町の財政負担とよく、今後の年次計画、こちらをしっかりと立てながら取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、まずは急ぐは災害復旧、そして町民の生活と直結する部分、病院の統合・再編であったり、あるいは中学校の建て替え、そういったところを最優先に念頭に置いて取り組んでいく考えであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 高望みをすれば切りがないわけですが、図書館あるいは文化ホールの建設そういったことも一部の声として耳にするわけですが、今後将来にわたってのそういったことの考えは、町長はお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

図書館の建て替えあるいは文化ホール的な部分の建設についてはぜひやりたいというふうに考えております。

今後、中心市街地の再編というようなことも念頭に置いておりますけれども、そこら辺りもこれから私も御質問にもありますとおり、2期目に向けて頑張りたいという意向を持っております。

ので、その中で計画構想を立案していくということについて、懸案である図書館の建て替え、この辺りはできるだけ中心市街地の再編、このようなことと連携させながら組み込むことはできないか、そしてそれが実施できるかということについては検討に着手をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きますて、町長が町長になられて職員の提案制度というのを提唱されて今実行されておりますが、これについては職員の業務についての改善提案とか政策提案とかが制度だろうというふうに思ひますが、これについて、これまでの事例と実現事例がありましたら報告を頂きたいと思ひます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

私も民間企業にもともとありましたので、工場関係の勤務ではありましたが、現場での改善提案であるとか、あるいは危険予知——KYですかね、あとヒヤリハット、そういった部分については毎月のように出すということで取組をしておりました。

こういった現場からの声を上げていくというのは民間企業では普通のことでありましたので、ぜひとも役場内でもそういったことをやりたいということを提唱し、それを実行に移させていただいておられます。

やはり自分の提案が形になったということ、そしてそういった機会があるということは、職員の行政への参加意欲を上げていくということに間違いなくつながるというふうに思っておりますので、取組まさせていただきます。

これまで実施をしたということについては、もともと他自治体でもあったことではありますが、お悔やみ窓口の設置ですね、こちらは職員から強く要望が提案があったということで、その仕組みについてもですね、これについては町民生活課にそういった窓口を設置するということは職員提案の中から始まったことでございます。

あるいは役場職員の採用に向けて、もっと若い世代に響くような広報をしたほうがいいということで、これは賛否あるかもしれませんが、ちょっと若者受けするような職員募集のポスターを作ったりということもやりました。

そしてあと、職員の決裁に無駄な時間が出ているんじゃないかというような提案もあり、こちらは沖縄県南城市、豊見城、沖縄に半年間の職員交流で行っていた職員が、ほかの自治体こういうふうにやっていますよというような提案もあり、全ての課を持ち回りで決裁するのではなく、

財政課から会計課への回付については必要な部分だけ本人が持ち回り、そして簡単に済むものについてはもう財政課まで持っていけば会計課までは自動的に進んでいくような時間の短縮といったこと、効率化を図るということも取り組んでまいりました。

また、今年度は今子供のベビーケア、そういったところについて強く提案がっておりますので、今研究を進めているところですが、できるだけ役場にそういったスペースができるようにということで、実施に向けて取組を前に進めようとしているところでございます。

今後とも、このような職員提案制度については、やはり職員の行政の参加意欲、そして自分で考えるということ、そして我々の前でプレゼンするというそういったプレゼン能力、そういったところも鍛えていくということで、今後とも継続しながら町民目線に立ったよりよい行政サービスづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 少しずつでも効果が出るようにぜひ続けていただいて、職員の職場づくりなり、やる気を引き出していきたいというふうに思います。

それから、いろんな事業する上では財源確保がもう必要不可欠なわけでありましてけれども、本町において、非課税世帯が約１，７００世帯、全体でいいますと３４％になるというふうに思いますが、この非課税世帯の条件につきましては、所得税が４８万円以下、住民税については４１万５，０００円以下というようなことでありますが、こういうコロナ禍でまた原油や資材高騰の中で庶民はかなり苦しい生活を強いられているわけなんですけれども、こういった非課税世帯を解消するとまではいかななくても、少しでも縮小して財源を確保したらというふうに考えるわけですが、この考え方としてどのように町長はお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

なかなか難しい御質問だなというふうに思いますけれども、やはり働く場の確保というところが一番かなというふうに思いますし、また、農業関係の所得向上というところも必要かなと思います。

農作物について、全共での牛の高千穂牛の活躍もありましたが、国の制度も変わりつつあるかと思いますが、畜産、そういったところがしっかり価格が上がっていくようにということ、これは高千穂町だけで取り組めることではありませんが、ブランドを生かしていくということ、そして、新たにこの土地に合った農作物を導入して、スマート農業等も含めて効率で省力化、そしてもうかる農業づくりということも必要かなというふうに思っております。

若い世代が帰ってきて、残って、そして働く場をつくっていく、そして高齢になっても働く場

というところをいかにつくっていくかということが大事だと、そして全体の収益を上げて、町としても税収を上げていく、こういった取組をどういったことができるかというのは今後も検討しながら解消を図っていくということで考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 高齢世帯については仕方ないといいたしましても、働きたくても働く仕事がない、職場がないというような方もいらっしゃるわけですので、そういった部分でのやはり働いて確実に収入を上げて税金を払うというような環境づくりを、ぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、これまでもいろいろと自分なりに要望はしたことがあるんですけども、防災・減災で未然防止をしたほうが確かに工事費がかからなくて済むような工事もあるわけなんですけれども、実際に要望いたしますと、なかなか災害が発生しないとできないというような答弁であります。そういったときに二度手間といいますか、そういったときもあるわけですが、そのようなことがないようにやっぱり地元の公民館長さんなどから危険防止のための工事等の要望とかあった場合に、ぜひそういった場合は事業を進めていただいて二度手間にならないように、しかもよく言われるのが、災害が発生すれば補助金がつくから町の持ち出しは少なくて済むというような理由でなかなかやっていただけないときもあるわけなんですけれども、そういうことを状況判断で対応できるようにしていただきたいというふうに思うわけですが、これはもう防災とか減災の意味でどのようなお考えか、町長、お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

確かにこの件、そのような点については、ちょっと財源の問題というところではなかなか場合によっては難しい部分もあろうかなというふうに思います。

今、国のほうでも事前防災といった考え方に防災・減災、国土強靱化５か年加速化対策の予算を充てるような事業がどんどん出てきております。

今回、災害についても、河川関係でも河道掘削であるとか、事前の事前防災の事業が効果を現したということが非常に取り沙汰されている面もありますので、農地等についてどこまでその事業がこれから出てくるかというところでもありますけれども、国県の補助金、そういったところがそういった事業に活用しやすいような形に変わってきているなというところを感じておりますので、可能な限りそういうところに充てていくと、そういった補助金等を充てていくということで検討したいと思います。

町単独予算ということになりますと、なかなか全て対応するには基金取崩し等の対応が必要に

なつてこようかと思ひますので、そこら辺りについては慎重に――町単独でどこまでやれるかについては慎重に考えたいというふうに思つております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） ぜひ未然防止で事業ができるような情報等をキャッチされたら、そういった事業にも取り組んでいただきたいと思ひます。

今日はいろいろと再質問で私の持論を申し上げましたが、新年度予算に向けて、一つでも二つでも反映できることがあればぜひ反映していただきたいというふうに思つております。

以上で質問は終わりますが、町長は今回２期目への挑戦ということで間近でありますけれども、健康管理には十分注意をされ、最後まで気を抜かずに再選を果たしていただきたいと思ひます。そして、議会と一緒に明るい高千穂、そして未来ある高千穂、希望に満ちた高千穂と一緒につくっていくことを願つております。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで１１時まで休憩します。

午前10時50分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、板倉哲男議員の質問を許します。

質問席に登壇願ひます。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ５番、板倉です。

では、通告しました質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、１件目として、人もペットも安心して避難できる体制の構築についてです。

今年９月に台風１４号が本町に最接近した際、多くの方が避難をされていました。総務課によると、９月１９日０時時点の避難者の人数は、指定避難所には１３９世帯２３４人、さらに福祉避難所・コロナ避難所及び公民館を合わせると１８３世帯３１８名だったとのことです。

その一方で、「ペットだけを家に残して避難できない」という町民の声も聞きました。後日、総務課に確認すると、町が開設する指定避難所においては、ペットと一緒に避難する、いわゆる同行避難を拒んでおらず、受入れは可能であるとのことでした。

ここでの課題は、指定避難所にペットと同行避難できることについて、行政が町民に周知できていないことと、そのために町民がペットと同行避難できないと思ひ込んでいることです。

町民生活課によると、令和４年１１月７日現在で、犬の登録数は６９７頭とのことです。猫の

正確な数は分かりませんが、一般社団法人ペットフード協会が実施している全国犬猫飼育実態調査によると、日本の推計飼育頭数は、犬が710万6,000頭、猫が894万6,000頭と、犬よりも猫のほうが頭数は多くなっており、本町においても同様に、犬より猫が多いと思われます。さらに、犬・猫以外のペットも含めて考えると、本町においても、かなりの数のペットが飼育されていることは間違いありません。

ペットは大切な家族の一員であるという認識は、もはや現代社会の共通認識となっています。ペットを飼っている家族が、災害時でもペットと共にいたいという思いを抱くことは当然のことです。そうしたことから、災害時に安心してペットと避難所に同行避難できる体制の構築が求められます。その一方で、動物が苦手な人や、動物の毛などにアレルギーのある方もおり、時として、動物が原因でトラブルが起きることもあります。

人もペットも、みんなが安心して避難ができる体制の構築に向けて、次のような取組が必要だと思います。

まず、同行避難についての周知です。

先述のとおり、町が開設する指定避難所については、ペットの同行避難を受け入れることができるのですが、このことが周知徹底できておりません。そのために、冒頭でお伝えしたとおり、ペットがいるので避難ができないと思い込んでいる町民もいるのが現状です。災害はいつ発生するか分かりません。早急にペットの同行避難についての周知に取り組むべきだと思います。

次に、人間とペットが同じ空間で生活できる避難所の開設です。

高千穂町地域防災計画の中で、愛護動物の救護の実施についての記載があり、町は「避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める」とあります。つまり、現在のルールでは、ペットと指定避難所へ同行避難できるものの、人間は屋内、ペットは軒下など、飼い主とペットが避難所内の別々の場所に避難することになります。

しかし、ペットは大切な家族の一員という認識からすると、飼い主とペットが別々の場所に避難することは、避難者の心のケアの観点からも好ましくない場合もあると思います。特に、室内犬のように常日頃、屋内で飼い主と暮らしているペットなどの場合、飼い主と共に過ごしたほうが飼い主とペット双方にとってよいのではないかと思います。そうしたことから、自治体によっては、飼い主とペットが同じ空間で生活できる避難所を開設している自治体もあります。

台風14号の際に本町は、管理センター、旧岩戸中学校体育館、押方体育館、旧田原中学校校舎、上野出張所、旧向山北小学校校舎及び武道館を避難所として開設しました。

この中では、旧田原中学校校舎、旧向山北小学校校舎は、部屋や階ごとで分けやすい構造となっているため、人だけの区域とペットと生活できる区域を分けることができると思います。そのため、旧田原中学校校舎、旧向山北小学校校舎については、ペットと同じ空間で生活できる避難

所として運営してもよいのではないかと思います。

次に、平常時における普及啓発及び避難訓練です。

ペットとの同行避難をスムーズに行うには、「待て」や「伏せ」などができることや、ケージやキャリーバッグに慣れていること、飼い主以外の人やほかの動物とも仲良くできることなど、平常時におけるしつけが重要になります。そうしたことから、自治体がペットのしつけ方教室などを主催しているところもあります。本町においても、そうした普及啓発に取り組むべきだと思います。

また、災害に備えた備蓄や非常持ち出し袋の重要性は広まりつつありますが、ペットがいる家庭については、ペット用の備蓄が必要になります。ペット用の備蓄についても普及啓発が必要です。さらに、本町においても防災訓練や避難訓練は行われていますが、ペットを連れた状態での訓練については行われていないと思います。今後は、ペットを含めた訓練も実施するべきだと思います。

次に、ペット用の備蓄についてです。

ペットがいる世帯において、ペット用の備蓄をしておく必要があるのと同様に、町としてもペット用の備蓄をしておく必要があると思います。また、ペットのトイレ用の吸水シートは、災害時にトイレが使用できないときなどに、人間用の災害トイレとして活用することもできます。

次に、離散防止のための取組です。

災害が大規模であればあるほど、ペットと飼い主の離散が起きます。東日本大震災などでは、ペットが保護されたとしても、元の飼い主と再会するまでに多大な時間と労力がかかった事例も多くあったようです。また、保健所により捕獲されると、最悪の場合は殺処分になることもあります。

離散を防ぐための対策として、首輪と迷子札の装着があります。しかし、首輪と迷子札の場合、外れてしまったり、迷子札が破損し、情報を読めなくなることもあり得ます。

そこで、外れない迷子札として、今年の6月に施行された改正動物愛護管理法により、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。

以前から飼われている犬・猫については努力義務にとどまっているため、装着を推進する必要があると思います。マイクロチップの装着には3,000円から5,000円程度かかることで、自治体によっては、その費用の一部を補助することでマイクロチップの装着を促しているところもあります。

本町においても、マイクロチップ装着の費用の一部を補助するなどして、マイクロチップの装着を推進する必要があると思います。

以上を踏まえ、以下を伺います。

1 点目、町が開設する指定避難所については、ペットの同行避難を受け入れることができるということが周知徹底できておりません。早急にペットの同行避難についての周知に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次、飼い主とペット双方の心のケアの観点から、人間とペットが同じ空間で生活できる避難所も開設するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、災害時にペットと避難するには、平常時におけるしつけが重要です。しつけの重要性を啓発するためにも、しつけ方教室などに取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ペットを飼育している家庭においては、ペット用の備蓄を用意しておく必要があります。ペット用の備蓄についての啓発に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ペットも含めた防災訓練や避難訓練をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、町としても、ペット用の備蓄をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、ペットと飼い主の離散防止にはマイクロチップが有効です。町が費用の一部を補助するなどして、マイクロチップの装着を推進する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

続けて、2 件目の質問に移ります。災害時のボランティアの受入れ及び災害ごみについてです。

台風 14 号で個人の住宅や倉庫、車庫、牛舎などが被災し、片づけが終わるのに地域住民に手伝ってもらいながらも、1 週間以上を要したところもあったようです。そうした被災箇所では多くの災害ごみが発生し、災害ごみの仮置場となった元高千穂の湯の駐車場には、山のように災害ごみが積まれていました。

また、水田に水を運ぶ水路には多くの土砂が流れ込み、土砂の撤去には多くの時間と労力が必要で、被災から 2 か月以上たっても土砂の撤去ができていないところもあるようです。

こうした状況を見聞きし、より早い復旧には何が必要なのかについて考えてみたいと思います。

まず、災害ボランティアセンターの設置についてです。

災害の復旧には多くのマンパワーが必要です。しかし、地元のマンパワーには限界があります。また、人口減少と高齢化により、地元のマンパワーは減少傾向にあります。

一方で、延岡市や日向市などでは、災害直後の 9 月 20 日や 21 日には社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターを設置し、地域内外のボランティアを受け入れ、被災者の復旧を支援していました。

災害ボランティアセンターは、自治体からの要請を受けて社会福祉協議会内に設置されるのが通例とのことで、本町の総務課に確認したところ、台風 14 号については、個人の住宅の浸水などの被災件数が多くないことや、地元住民の共助により対応できているケースが多いことから、今回は災害ボランティアセンターの開設の必要がないと判断したとのことでした。

しかし、家の敷地内の片づけに1週間以上を要した事例や、山のような災害ごみなどを見ると、災害ボランティアセンターを設置したほうがよかったのではないかと思います。ボランティアの力を借りれば、例えば敷地内の片づけに1週間かかったところは、もしかすると4日で済んだかもしれません。

次に、災害ごみの対応についてです。

災害ごみについては、住民自ら、元高千穂の湯の駐車場に持ち込む必要がありました。災害ごみには、畳や建具、冷蔵庫など大きいものも多く、高齢化が進んでいる本町においては、災害ごみを持ち込むことに苦労した世帯も多かったのではないかと思います。さらに、元高千穂の湯への持込みは10月14日まででしたが、それに間に合わなかった人もいたと聞いています。

ボランティアの力を借りることができれば、被災者の負担はより軽くなり、期間内に問題なく持込みができたかもしれません。そうしたことから、災害ボランティアセンターを設置してもよかったのではないかと思います。

また、延岡市などでは、持込みのほか、自宅まで災害ごみの回収に回る対応もしていたそうです。本町においても、災害ごみの回収ができなかったかと思います。

次に、水路の復旧についてです。

本町を含めた高千穂郷・椎葉山地域において、古くから行われている山間地農林業複合システムが世界的に評価され、世界農業遺産に認定されました。山間地農林業複合システムの特徴の一つが、総延長500キロメートル以上といわれる山腹用水路であり、本町だけで190キロメートル以上になります。

今回の台風14号では、水路に多くの土砂が流れ込み、土砂の撤去に多くの時間と労力が必要な事態となりました。

農作業については収益活動であることから、災害ボランティアセンターによるボランティア作業の対象とならない場合が多いようです。一方で、水路の復旧については、二次被害防止などの観点から、災害ボランティアセンターの支援対象となった事例も全国にはあるようです。

あるいは、社会福祉協議会とは別に、JAやNPOが農業ボランティアの受入窓口となり、農業支援をした事例もあるようです。これらの事例の中には、ボランティア参加者と地元生産者の間の新たな交流が生まれ、関係人口の創出につながっている事例もあるようです。

本町においても、水路の復旧にボランティアの力を借りることができなかったのかと思います。以上を踏まえ、以下について伺います。

まず、本町は人口減少及び高齢化が進んでおり、共助のマンパワーは減少傾向にあります。今後の災害発生時には、地元の共助に加え、災害ボランティアセンターを早急に設置し、地域内外から広くボランティアを募り、早急な復旧に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、今後は災害ごみの持込みに苦勞する世帯が増えてくると思います。災害ごみについては、持込みを基本としつつも、場合によっては回収できる体制も整備するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、人口減少、高齢化が進行している本町では、今後さらに災害時の水路の復旧が課題になると思われます。今後の災害発生時には、社会福祉協議会やＪＡなどと協議の上、ボランティアを募り、早急な復旧に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉哲男議員の１つ目、人もペットも安心して避難できる体制の構築についての御質問にお答えをいたします。

初めに、ペットの同行避難についての周知に取り組むべきではないかについてであります、今後、避難所開設時には、防災無線や本町公式ＬＩＮＥにて周知に取り組んでまいります。

次に、人間とペットが同じ空間で生活できる避難所も開設するべきではないかについてであります、県の衛生管理課に確認したところ、現時点では県内で同行避難の際、ペットと同じ空間で生活できる避難所を設けている市町村は、把握していないということでした。

本町が開設する指定避難所のうち、自然休養村管理センター、押方体育館、岩戸体育館、上野出張所は、一つの空間に大勢の人が避難するため、現状では困難と考えております。

旧向山北小校舎、旧田原中校舎は、状況によっては可能ですが、少数で１部屋を使用するなど一般避難者の理解が得にくいことや、家等の状況変化、長時間のケージ飼育などによるペットのストレスは、ふだんできている排便・排尿の失敗や、中型犬などのそわそわ歩き行動、鳴き声の問題を引き起こす原因となり、現状では難しい部分も多くあると考えております。

また、そのための職員配置も難しく、特にコロナ禍では、感染されている自宅療養者や濃厚接触者の受入れを行う必要もあり、新たな施設と人員が必要となっていることも御理解いただきたいと存じます。

今後は、後ほどの質問にあります、しつけ方教室や避難訓練等を通じて、一般避難者と飼い主、そしてペットが安心、安全に避難生活を送れるための体制構築に取り組んでまいります。

次に、ペットと避難するためのしつけ方教室などに取り組んではどうかについてであります、平成３０年９月に環境省が発行しております「人とペットの災害対策ガイドライン」におきまして、災害が発生した場合、避難する上で日頃の備えとして、ペットのしつけと健康管理が重要であるとされております。

近年、地震・台風・豪雨等の災害が多く発生し、指定避難所に避難される方も増えており、これからはペットとの同行避難も増えると予想されます。

県内では、宮崎市や高鍋町で、犬に限定したしつけ方教室を実施した事例があり、実施主体が

保健所の場合もあるようです。

本町を所管する高千穂保健所には、現在2名の獣医師資格を保有する職員が在籍されており、現状を確認したところ、ペットのしつけ方教室に関する予算を毎年計上しておりますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催ができていないとのこと。なお、個別に相談があった場合には対応しているというふうに向っております。教室が再開されることになれば、本町も協力して、人と動物が安心して避難できる地域社会の体制づくりに取り組んでまいります。

次に、ペット用の備蓄についての啓発に取り組むべきではないかについてであります。先ほどの「人とペットの災害対策ガイドライン」においては、避難する場合、「支援物資が届くまで5日程度かかる場合もある」とされており、ケージ、ペットフード、トイレシートなど、ペット用避難セットの準備を怠らないよう啓発が重要とされております。

災害が発生し、避難するときに慌てないためにも、ふだんからの備蓄を心がけておくことが大切であり、飼い主の責任であると考えております。今後は、宮崎市などの事例を参考に、本町でも備蓄の啓発に取り組んでまいります。

次に、ペットも含めた防災訓練や避難訓練をするべきではないかについてであります。例年であれば毎年6月に自衛隊や西臼杵広域消防署、高千穂町消防団、地元公民館等に御協力を頂いて避難訓練を行っております。

県北地域を担当している、陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊の担当者に確認をしたところ、現時点では、ペットとの同行避難等を行った記憶はないとのことでしたが、今後、本町での避難訓練の際にペットも含めた同行避難訓練を行いたいので、御協力を頂けないか検討をお願いしましたので、その他の協力団体を含め、了解を頂ければ今後、ペットも含めた避難訓練を実施したいと存じます。

次に、町としてもペット用の備蓄をする必要があるのではないかについてであります。先ほどの「人とペットの災害対策ガイドライン」においては、「災害時の行政機関による支援では、人の救護が基本であることから、飼い主は災害時に必要となる備えをし、地域社会で多くの方々に受け入れられるよう、ペットを適正に飼養管理する必要がある」と定められております。

現在、避難時における飲食物については、基本的には避難される方にそれぞれ数日分御持参をお願いしておりますし、ペットといっても何種類もの餌が必要と考えられますので、その全てに対応し、適正に備蓄管理をするのは大変困難であると考えますので、ペットも同様、またガイドラインに記載のとおり、備蓄につきましては飼い主の方をお願いをしたいと存じます。

次に、町が費用の一部を補助するなどしてマイクロチップの装着を推進する必要があるのではないかについてであります。令和4年6月に施行されました改正動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップ装着と、飼い主の住所や氏名の登録が義務化されました。

このマイクロチップは、直径1.4ミリ、長さ8.2ミリ程度のカプセル状で15桁の数字が記録された電子標識器具です。ペットの首回りの皮膚直下の体内に専用の器具で埋め込み、専用のリーダーでナンバーを読み取ることで、登録された飼い主とひもつけされる仕組みとなっております。

個人同士のいわゆるペットショップ以外からの入手や、改正法前から飼っているペットに対しては努力義務となっており、装着と登録には数千円から1万円程度の費用がかかるようであります。

また、マイクロチップ装着に関しては賛否両論があるようですので、費用の補助につきましては、もう少し時間をかけ、国や県、他自治体の動向や町民の皆様の御理解を求める必要があると存じます。

まずは今後、飼い主とペットの離散防止などにつながるマイクロチップ装着と登録に対する啓発を行い、広く理解を深めていただく取組を行っていきたいと考えております。

次に、2件目の災害時のボランティアの受入れ及び災害ごみについての御質問のうち、今後の災害発生時には地元の共助に加え、災害ボランティアセンターを早急に設置して地域内外から広くボランティアを募り、早急な復旧に取り組むべきではないかについてであります。今回の台風14号の際には生活道路や家屋被害について、地元住民による共助での早期復旧を行った事例があることは認識しており、今後ますます高齢化が進むことにより、本町としても災害ボランティアセンターを活用することは重要であると考えております。

社会福祉協議会の担当者とも協議を行い、今後、設置や、運営方法などの訓練や研修を通して双方が協働し、災害発生後に迅速な対応ができる体制を整えておきたいと存じます。

次に、災害ごみについては持込みを基本としつつも、場合によっては回収できる体制も整備すべきではないかについてであります。災害ごみの家庭から仮置場までの収集につきましては、今後、公民館、建設業協会、社会福祉協議会などと事前の取決めを結び、持込みが困難な方々を把握し、戸別に訪問できるような体制が構築できるよう協議をしてまいります。

また、仮置場までの収集にかかる費用は、国の災害廃棄物処理事業の補助対象となる場合がありますので、宮崎県と協議を行い、制度をうまく活用しながら、今後の災害で発生した災害ごみにつきましても早期に収集できるように努めてまいります。

最後に、今後の災害発生時には社会福祉協議会やJAなどと協議の上、ボランティアを募り、早急な復旧に取り組むべきではないかについてであります。議員御指摘のとおり、今回の台風14号では水路からの水が原因で被災した箇所もあり、今後の維持管理の問題点などが表面化したとも言えるかもしれません。

先ほどの繰り返しになりますが、今後ますます高齢化が進むことにより、本町としても、災害

ボランティアセンターを活用することは重要であると考えております。しかし、これまで災害ボランティア活動に参加した事例が少なく、センター運営や作業従事者の絶対的安全性の確保など課題も多くあると思われますので、設置や、運営方法の訓練や研修などを行うとともに、土地改良区や用水組合等とも協議を行い、必要な体制を整えてまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、再質問をしていきたいと思います。

まずはペットの同行避難についての周知についてですけれども、答弁では、今後、避難所開設時には、防災無線や本町公式LINEにて周知に取り組んでまいりますとのことでした。

もちろん、避難所開設時に防災無線やLINEで周知していただいてよいのですが、既にお伝えしたとおり、ペットがいるので避難所に行けないと思い込んでいる町民がいるということが課題だと思っていまして、その思い込みを払拭することがまずは必要だと思います。

思い込みを払拭するために避難所開設時だけでなく、常日頃からペットと同行避難できますよという周知啓発に取り組む必要があると思いますし、その上で同行避難するには平常時のしつけやペット用の備蓄が必要ですよということにもつながると思います。ですので、避難所開設時だけではなく、常日頃から町として積極的に、町が開設する指定避難所においては同行避難ができるという周知啓発に取り組んでいただきたいと思います。

ここで町長に再度お尋ねしたいと思いますが、今説明したとおり、ペットがいるので避難所に行けないという思い込みを払拭するために、避難所開設時だけでなく、常日頃から同行避難について積極的に周知するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりだというふうに思います。ペットも同行避難できる町として、先ほど例として挙げた、板倉議員の質問の中にもありましたが、旧学校であれば、部屋割りがある程度できますので、そういった部分については対応を可能にしたいというふうに思っておりますけれども、可能ですよということ。

そして、そのためには、ふだんからの犬・猫、ペットに合った餌あるいはトイレの対応、こういったところについてしっかり備えておく必要がありますよということも併せて、災害前、災害が発生しやすい前の時期、5月であるとか6月であるとか、そういったときに広報誌等でお知らせをするというような特集といいますか、そういった部分も取り組む必要があるかなあというふうに思いますので、今の時期ですとちょっと記憶が薄れるかもしれませんが、来年のそういった時期にぜひともやらせていただければと、広報誌等でお知らせができればというふうに考えま

す。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5 番 板倉 哲男議員） ありがとうございます。その周知啓発について今、広報誌ということも答弁にありましたが、広報誌であったり、何度してもよいのかなというふうに個人的には思いますので、その都度チラシとかを作って公民館の文書で回すとかをされたらよいのかなと思います。

議長の許可を頂きまして配付資料も配らせていただいておりますが、1枚目の両面コピーのものが、延岡市が作成しているチラシということになります。こういう同行避難についてのお知らせのチラシと、その避難に必要なチェックリスト等が書かれていますが、こういった内容のものを作っていただければよいのかなというふうに思います。

また、私が一番よいのかなあと思うのが、何年か前に町が防災マップを作成して、基本的には全世帯に配布されていますが、その中にも備蓄のこととか避難についての情報が載っているんですが、現状としては、こういったペットの避難についての情報は載っておりませんので、いつになるか分からないのですが、もし次回また防災マップを作り変えるというタイミングがあれば、ぜひこういったペットの避難についての情報も防災マップに掲載するというのもしていただければよいのかなあというふうに思っております。

次に、こうしたそのペットの同行避難についての周知啓発と併せてぜひしていただきたいということが、それぞれの公民館に対して、ペットの同行避難についての検討を促していただきたいということです。といいますのも、避難所のルールは、それぞれの避難所ごとで決めるということになっています。

町が開設する指定避難所については町のルールで運営されますので、私の説明でもしましたし、答弁でもありましたが、現在の町のルールでは「ペットの同行避難を受け入れる」ということになっています。ただ、公民館が自主的に避難所を開設するというケースもあります。台風14号の際は指定避難所のほかに、11公民館及び分館に42世帯80名の方が避難をしていたそうです。

公民館が自主的に避難所を開設する場合、その避難所のルールはそれぞれで決めるということになりますので、こうした公民館においてペットの受入れが可能かどうかについて、やはり事前に協議しておく必要があるだろうというふうに思います。もちろん、その施設の構造的に難しいということもあると思いますので、全ての公民館に対してペットの受入れを要望することは難しいのかなと思いますので、それぞれの公民館でぜひ検討いただきたいなあというふうに思います。

大切なことは、やはりその避難所となり得る公民館について、ペットの受入れが可能かどうか
が事前に住民に周知されているということが大切だというふうに思っています。もし十分に周知
されていたら、避難しようとする際に地元の公民館はペットが受入れ可能であれば、もうすぐに
そこに行こうとなりますし、地元の公民館はペットの受入れができないということであれば、町
の避難所に避難しようというように迅速な避難ができると思います。ですので、ぜひ公民館のほ
うにもそうしたお願いをしていただきたいというのが私の考えです。

説明が長くなりましたが、再度、町長にお尋ねしたいと思います。今、説明したとおり、避難
所となり得る公民館に対しても、ペットの受入れの可否について協議してほしいということと、
その協議結果をぜひ住民に周知するというのを、町から公民館に対して働きかけるべきではな
いかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

公民館長に対して、その調査をするということは可能かなというふうに思います。全地区公民
館長会等もありますので、そういったところで公民館内での同行避難が可能かどうか、施設によ
ると思いますけれども、同じ空間での対応が可能かどうかということであったり、あるいはすぐ
近くに物置というか、倉庫的なものがあったりもします。そういう公民館もあろうかと思いま
すし、その場所には来られるけれど、同じ空間では過ごせないとか、いろんなパターンがあるの
かなあというふうに思いますので、それを調査するというです。

そして、「この公民館は対応が可能ですよ」ということについては周知ができる可能性はあり
ますけれども、公民館長様方の意見も聞きながら「うちだけ避難できないということ言っても
らっては困る」とか、逆にそういった声もあるかもしれないなというふうに思いますので、そこ
ら辺りはお知らせしてよいかということも含めて、公民館長様方にお尋ねをするということに
ついては、やる可能性はあるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 避難所のルールについては、やはりその住民自ら決めるという
のが一番よいのかなというふうに思いますので、それぞれの公民館において協議をしていただ
ければよいのかなあと思いますので、ぜひ町からも働きかけのほうをお願いしたいと思いま
す。

次に、人間とペットが同じ空間で生活できる避難所についての再質問をしたいと思います。

答弁では、管理センター、押方体育館、岩戸体育館、上野出張所は、現状では困難と考えてい
るということで、旧向山北小校舎、旧田原中校舎は、状況によっては可能ではあるが、一般避難
者の理解が得られるかどうかなどのこともあって現状では難しい部分も多くあると考えていると

いう答弁でした。

私も管理センター、押方体育館、岩戸体育館、上野出張所は、構造的にペットと人間が同居するということは難しいのかなあというふうに考えています。ただ、最初の質問でお伝えしたとおり、旧向山北小校舎、旧田原中校舎については、私はできると思いますし、町としてはすべきだという考えです。

やはりペットにもいろいろなペットがいて、飼い主にもいろいろな飼い主がおられます。例えば、日常的に外の庭で飼っているとか、そういうケースであれば、飼い主とペットが別々のところに避難するということには特に抵抗はないのかなと思います。しかし、やはり日常的に屋内で飼っている室内犬などのケースであれば、飼い主にとってもペットにとっても、離れ離れになるということは非常に受け入れがたいのではないかなと思います。

私が聞いた話ですけれども、例えば夜寝るときに、一緒に布団でペットと寝るというような人もいるということで、そういった方にとってはもう本当にペットは家族の一員なわけです。あるいは、ペットも当然年を取りますので、最終的には介護が必要になる犬であったり、猫もいます。そういう状態になれば、やはり常に誰かが寄り添って、そのペットのケアをする必要があるということもあると思います。

こうしたケースの場合、やはり避難所に同行避難したとしても、もし仮に別々になるということは、なかなか受け入れがたいのではないかなと思います。そして恐らく、そうした飼い主の方は、避難しても別々になるのであれば、もうこのまま家にとどまろうということを考えられるのではないかなと思います。つまり、もしペットと共に過ごせる避難所がないという行政の対応によって、その人の避難行動を遮ってしまうことにもつながることがあるということになります。

もちろん、動物が苦手な方ですとかアレルギーの方もいますので、町内の全ての避難所でペットと共に過ごせるようにするべきだということは、私自身も考えてはおりません。しかし、町内のどこか一つだけでもよいですので、ペットと人間が共に過ごせる避難所というものをやはりつくっておく必要はあるだろうというふうに考えております。

また、その答弁の中で、職員の配置のことも触れられていましたけれども、仮にそのペットと同居できる態勢にしたからといって、私としてはそんなに職員の追加ということにはならないのではないかなあと思います。やるべきことといえば、もうきちんとすみ分けをするということだけで、例えば受付の際にペットと同居を希望する方はこちら、人間だけのスペースがよい方はこちらという形ですみ分けをするぐらいなので、そこまで職員が必要になるというイメージは私自身としては持っておりません。

すみ分けの事例として、資料の2枚目にちょっと白黒になって分かりにくいんですけれども、校舎を使ったすみ分けの事例ですが、この図だと右側にペットと同居できるスペースを取って、

左側に人間だけの避難所のスペースを取って、真ん中には人間だけだけれど、別にペットは嫌いではない人たちがいるというような例が示されていますけれども、こうしたすみ分けさえきちんとできれば、特に問題はないのではないかなというふうに思っています。

説明が長くなりましたが、再度、町長に伺いたいと思います。今、説明したとおり、やはりペットは大切な家族の一員でありますので、避難所であってもペットと共に過ごしたいという人は必ずいると思います。避難しても別々になるなら、避難せずに家にいようという人が家にとどまって、もし仮にその家が被災してしまったら行政の責任も問われかねないのかなというふうに思います。

町内にせめて1か所でもよいので、ペットと共に過ごすことのできる避難所を開設するべきだと思いますが、再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

議員の説明された内容については、本当に十分に理解できるところであります。

向山北小校舎であるとか旧田原中校舎につきましては、資料でも例をお示ししていただいたように、こういった対応が可能なのかなあというふうに思っております。

職員の対応については、確かに議員のおっしゃるとおりかなと思うんですが、全てのものを備蓄して本人の管理で餌あるいはペットを管理する、守る、共に過ごす、備品等を持ってきていただければ、そんなに手間はかからないのかなと思います。

やはり餌を準備したり、いろんな備品を町が準備して、それを出したり、片づけたり、そういったことがない、つまり全て自分で管理して避難してくるということであれば対応が可能なかなというふうに思いますので、高千穂町としては、そういった形がベストなかなあというふうに思います。

頂いた資料を参考に、先ほども述べました2旧学校施設につきましては、このような対応ができるようにということで、町としても準備をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ検討を頂ければと思います。

次に、町としてもペット用の備蓄をする必要があるのではないかということについて、再質問をしたいと思います。

答弁では、避難される方が飲食物などを持参するというのが原則なので、ペットの備蓄についても飼い主をお願いしたいという旨の答弁でした。

もちろん、原則としては、備蓄は各個人で備蓄するというのが原則だということは分かるので

すが、そうは言っても、例えば地震で家が壊れてしまって、備蓄をしていたんだけど、そこから取り出せないとか、そういったケースもあるということで現状、町としても実際に人間用の備蓄があるわけです。そう考えると、やはりペットの備蓄も同様ではないかなあというふうに思います。

また、最初にお伝えしたとおり、ペット用のトイレシートなどについては、人間も使うことができるものになります。あるいは、そのペット用のケージとかでも、ある程度大きいものであれば、例えばですけれども、子供用・幼児用のスペースに使うとか、そういったこともできるのではないかなあというふうに思います。

再度、町長にお尋ねしたいと思いますが、もちろん各自が備蓄をするというのが原則ではありますが、やはりやむを得ない場合というものもあります。町としても、ペット用の備蓄を少しでもしておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

備蓄については、先ほど答弁いたしましたように、基本的には、飼い主の責任において備蓄をする必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

災害が発生しそうな例えば大きな台風が来るようなときには、そういったところも含めて防災無線等で啓発をする、お知らせをする必要があるのかなと。ペット同行避難を考えていらっしゃる方については、お早めにそういった準備をしていただきたいということで啓発をしたいというふうに考えております。

餌とかにつきましては結構その好みといいますか、そういった部分が大きいのかなあというふうに思う部分もありますので、どうしてもという場合は例えば、食品であるとか、そういったペットのいるところから用立ててくることも可能かなあというふうに思います。

ただ、吸水シート等につきましては、お話を頂いたとおり、ほかの部分にも活用できる可能性があるのかなあと思いますので、そこら辺りについては町で備えておくという可能性はあるのかなあというふうに私としては考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5 番 板倉 哲男議員） ぜひペットの備蓄についても検討いただければというふうに思います。

次に、災害ボランティアの受入れについての再質問をしたいというふうに思います。

答弁では、非常に前向きな答弁を頂きました。ぜひ設置に向けて検討いただきたいというふうに思います。

加えて言うなれば、災害ボランティアセンターの設置は、やはりスピードが何よりも重要ではないかなあというふうに思います。例えば、延岡の事例では9月18日が一番、台風が来たときだったんですが、その2日後の9月20日にはもう災害ボランティアセンターを設置していて、その日のうちにボランティアの方が活動を始められていたということで、非常にスピード感のある対応だなあというふうに感じました。

行政の体質として、やはり不平等が起きてはいけけないので、災害の全部を把握してから、優先度の高いものから対応していこうという考えになりがちかもしれませんが、やはり災害ボランティアセンターの設置はスピードが重要だろうというふうに考えております。ぜひ高千穂町においても、もし次に災害があった場合は、スピード第一で設置していただきたいと思います。

再度、町長に伺いますが、私の考えとしましては、言いましたとおり、スピード第一で災害ボランティアセンターの設置をしていただきたいという考えですが、この件について再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

確かにこれまで高千穂町においては、そういった経験がほぼないというところが一番かなというふうに思いますし、逆に延岡市におきましては、これまでの大雨で床上浸水、地域全体がといったこととか、あるいは北方町につきましても、平成17年災では北方の役場の2階までつかるといったこともありましたので、そういった広範囲で床上浸水が発生するというような事例を多々経験をされているということから、早期の立ち上げにつながったというふうに思いますが、本町においては、床上浸水とか家屋被害が広範囲で起こるという経験が今までそうないものですから、そういったことまでの必要性をそこまで重視していなかったということがあります。

ただ、御提案のあったとおり、やはり家屋の半壊とか、そういったことも起きているわけですので、今後、社協とも十分に協議をしながら、こういった準備が必要なのかということを検討していきたいというふうに思います。

今回、延岡市のボランティアセンターについても、社協の皆さんもそれに参加し、事務局としてのお手伝いというようなこともされたというふうに私は伺っているんですが、そういったことが大きな経験になったんだろうというふうに思います。

そういったところを生かして、高千穂町でも災害が発生した場合には、そういった必要性が今回の災害であるのかないのかということも判断しながら、もし必要があるときには社協と早期に開設をすると、そして人を募ると、そして早期に災害復旧に当たるということを今後取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 時間的に最後になりますけれども、最後に、水路の件の再質問をしたいと思います。

最初にお伝えしましたとおり、水路の復旧には非常にマンパワーが必要になるケースが多いということで、今後の災害時には、何らかの方法でボランティアを募って復旧に取り組むべきだというのが私の考えであります。

答弁でも、非常に前向きな答弁を頂いたわけで非常によかったんですけども、こういった体制が本町にとってよいのかということを考えていただければよいのかなというふうに思います。

その社協の災害ボランティアセンターは、原則として個人の家とかを対象にしていますので、水路となりますと公共の施設ですので、ちょっと通常のケースとは異なりますので、その社協の災害ボランティアセンターの対象にできるかどうかというところも微妙になるということになります。

私が見つけた事例でも実際、社協がボランティアを募って水路の復旧に当たった事例もあったんですが、そこの社協に直接聞きましたら、ボランティアの受付は社協でしたけれども、その作業とのマッチングは行政が行うといったようなちょっとイレギュラーな対応をされていたようです。

また、別の事例では農協が窓口になって、そういったボランティアを募って対応していたという事例も見ました。農協が窓口となれば、例えばですが、最初に説明したとおり、農作業となれば収益活動なので、社協のほうの災害ボランティアセンターでは対応できないんですが、農協が窓口になれば通常の農作業のボランティアとかも可能になります。

今回、時期的に栗の収穫時に台風が来たわけで、その栗が一気に台風で落ちてしまったということがあって、たまたまなんですが、私の知り合いで栗農家さんがいまして、その栗拾いのお手伝いとかもさせてもらったことがあるんですが。

そういったことも、例えば農協が窓口になれば、そういったボランティアの受入れということも可能になるのかなというふうに思います。ですので、本町にとって、どういう形が一番よいのかということをぜひ検討いただければよいのかなというふうに思います。

この件は前向きな答弁も頂いたわけですが、最後に、町長にこの件についての答弁を再度頂ければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、なかなかその組織体制をどうするかというのは難しい問題だなあというふうに思っております。

役場がハンドリングするといいますか、というところも、農地のまずは災害の把握あるいは早期に対応すべきところはどこかなど、事業化についてはどこの課も相当に被災直後はもう本当に猫の手も借りたいといいますか、そういった状況の中で新たな取組は役場でもなかなか難しいかなというふうに思います。

農協におきましても、やはり農作物の被害はどうなんだといったところを職員を挙げて調査に回る対応もありますので、ここもなかなか難しいなと思っております。

答弁で述べましたとおり、土地改良区、また用水組合等とどう連携できるのか、また事例を示していただきましたけれど、社協が窓口となって、あとどこにどのような配分、人の配置をするかみたいところは別の組織がやったということですが、なかなか高千穂町の場合、役場職員の事業化あるいはJ A、そういったところも被災直後はなかなか厳しい部分があるので、そこをどうするかというのは今後の検討課題だというふうに思っております。

また、用水関係につきましては、非常に多くの雨を含んだ土砂がまだあるということで、被災直後にあまりそこに出向いて作業するというのは、危険性が高いんじゃないかなあというふうに思っておりまして、ちょっと時期を置いての対応になろうかというふうに思います。

そういったタイミングも含めて、今後、高千穂町としてどのような対応ができるかということについては、協議の検討の時間を頂きたいというふうに現状では考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉議員、時間です。最後。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 最後、はい。ありがとうございます。

町長としては2期目に向けて挑戦されるということで、先ほどの工藤議員とのやり取りの中でもありましたが、まずは災害復旧を第一にということでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時10分まで休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時07分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、本願和茂議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（7番 本願 和茂議員） それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

件名については、小規模和牛繁殖農家をはじめとする免税事業者へのインボイス制度導入後の救済措置についてであります。

2023年、令和5年10月1日より消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。

導入の是非については国会議員選挙の争点にも上げられていましたが、消費者が負担する消費税が国に収納されず、事業者の手元に残ってしまう益税問題を解消するために制度が創設されたと思います。

本町では、年間売上高が1,000万円以下の小規模和牛繁殖農家や小売店が多く、免税事業者となるため、インボイス、税額票を発行できず、不利となることが危惧されています。農林水産物をJAやJF、卸売市場で委託販売する場合は、農家や漁師のインボイスが不要になる特例制度がありますが、子牛の競り市場での取引は対象外となっています。

鹿児島で開催された第12回全国和牛能力共進会での好成績は御承知のことと思いますが、出場した牛のルーツについて聞くと、小規模な和牛繁殖農家とのつながりや関わりが目立ちます。

宮崎牛が日本一となった原動力は、紛れもなく本町の小規模な和牛繁殖農家を含めた畜産関係者のたゆまぬ努力の賜物であり、老舗と呼ばれる歴史ある小売店や小規模事業者についても同様ではないかと思います。

国は、制度導入後の6年間は、インボイスがなくても仕入れで支払った消費税額の一定割合を納税額から差し引ける経過措置を設けていますが、ここにきて小規模事業者の負担を緩和するために、少額ならばインボイスがなくても税額控除を認める時限的な特例措置の検討を進めているようであります。

現時点では流動的な状況を注視しつつかと思いますが、不利な状況へ導かない、営農意欲をそがないための本町独自の対策や支援といった救済措置を講ずることも検討をしておく必要があるかと思います。この点について、町長の考えを伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、本願と茂議員の小規模和牛繁殖農家をはじめとする免税事業者へのインボイス制度導入後の救済措置についての御質問にお答えをいたします。

初めに、インボイス制度は、令和元年10月から消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことをきっかけとして導入されることになった制度であります。インボイス制度の導入により、納税額を計算しやすくし事務処理の効率化が図られるとともに、売手が買手に対して交付するインボイス、いわゆる適格請求書により、正確な適用税率や消費税額等が伝えられ、事業者が消費税の仕入税額控除を適正に計算するためにも必要な制度であると考えております。

インボイス制度は令和5年10月1日から始まりますが、インボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに税務署へのインボイス発行事業者の登録申請が必要

となっており、登録は課税事業者が受けることができるため、免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるか、受けないかの検討が必要となっております。

本町においても、昨年から延岡税務署や商工会主催の事業者向けインボイス制度の説明会が開催されているところではありますが、10月17日には畜産部競り場において、JAと行政を対象に、家畜市場におけるインボイス制度についての説明会が開催され、JAの家畜市場や直売所で委託反対する場合には媒介者交付特例となるため、生産者がインボイス発行事業者の場合は、生産者に代わりJAがインボイスを発行することができるとの説明が行われております。

今後、JAで、小規模和牛繁殖農家を対象とした地区単位での説明会が予定されており、インボイス発行事業者に登録すべきか検討の必要がある生産者へ、インボイス制度の基本的な考え方やメリット・デメリットなどを周知していく予定であり、また政府・与党は納税額を抑える軽減措置を設ける方向で調整しているようでありますので、引き続き情報収集を行いながら、税務署やJA、また、関係期間とも連携し、対応をまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） インボイス制度については、質問をしている私自身まだまだ勉強不足な部分もありますが、軽減措置等については、政府が調整中であることから、通告時とは異なっている部分もあろうかと思えます。再確認をしながら再質問を行っていきたいと思えます。

議長の許可を得て資料をお配りしております。執行部の方々にとっては何か釈迦に説法のような気もしますが、議員の中にはインボイスについて詳しくないという方もおられますので、簡単な資料でありますので、一度、御一読していただきたいと思えます。

それでは、再質問に移りたいと思えます。

農水省の統計では、全国で繁殖雌牛を使用する畜産農家3万5,500戸のうち、飼養頭数が9頭以下の占める割合が6割程度、その大半が消費税の納税義務がない免税事業者に当たると示されています。

本町においては、畜産農家が約400戸、育成牛を含めた繁殖母牛が約5,000頭程度ではないかと思えますが、大半は小規模な和牛繁殖農家だと思います。園芸等の複合型を営んでいたとしても、年間売上は1,000円を超え消費税の課税事業者になるケースは、まれではないかと思われます。

本町の和牛繁殖農家、消費税の納税が免税となる事業者の割合はどの程度なのか、調べている範囲で構いませんので、把握されている税務課長になろうかと思えますが、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

現在、町内には約440戸の和牛繁殖農家がありますが、このうち消費税の課税事業者は約20戸から30戸ほどではないかというふうに考えております。ですので、残りの410戸から420戸、約95%の方は免税事業者となりますので、今後は検討が必要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） では、答弁によりますと、全体の1割にも課税事業者が満たないということですので、大多数の方が今回のインボイス制度で登録するかしないか選択をしなければならない状況かと思えます。

商業についても私自身あまり詳しくないので聞こうとは思っていましたが、様々な職種において今回のインボイスの波及効果があるとされています。

新聞等によりますと、フリーランスの声優であったり、お医者さんであったり、そういった方も和牛繁殖農家と同様に不利な状況になるとされておりますが、年間売上高1,000万円以下の小売業や飲食業では、仕入れるケースは多くても、仕入先となるケースは少ないのかと感じています。

よって、小規模和牛繁殖農家とは立場が異なってくるのかと、私なりにインボイスについて調べていく中で分かったんですけども、本町の小売業、飲食業の関係者は、インボイスにどのような感触を示されているのか、分かっている範囲で構いませんので、この点について、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私も詳細は把握しておりませんが、説明会等があったというふうに聞いております。多くは対象にならない事業者の方が多んじゃないかと思いますが———どうですか、企画観光課長、答えられますか。———では、企画観光課長が答えます。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

11月7日に、インボイス制度対策セミナーが商工会主催で開催されております。やはり、おっしゃるとおり、小売業、飲食店、免税事業者が多いです。ですので、町民の方を相手にするということで、町民の方から適格請求書を要求されることがないということで、導入をしない雰囲気でのセミナーの中ではあったということでもあります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 分かりました。

冒頭の町長の答弁では、インボイス発行事業者であれば、ＪＡの家畜市場や直売所で委託販売する場合は媒介者交付特例が適用されるため、生産者に代わりＪＡがインボイスを発行することができるとの答弁でありました。

その部分だけを聞くと、今後も心配がないように捉えられる方もいるかもしれないため、改めて今後の状況を確認させてください。

ＪＡに、花卉、野菜といった農産物を委託販売する場合は、無条件委託方式・共同計算方式により、インボイスを発行していない免税事業者でも、仕入税額控除の対象となる農協特例が適用されるため、これまでと同様、令和５年１０月からも免税事業者はインボイスの登録をしなくても不利な状況にならない。

しかし、家畜市場では、無条件委託方式・共同計算方式を取っていないため、インボイスを登録しない小規模和牛繁殖農家から、令和５年１０月以降、子牛を購入しても、肥育農家をはじめとする購買者は仕入税額控除ができない。

よって、インボイスを発行していない繁殖農家は、購買者から敬遠され不利となる可能性があるというふうに、私もかなり勉強をしていましたが、そういうふうに理解したんですけれども、この認識で正しいのか、町長に改めてお聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

私も、税関係からも聞きましたけれども、おっしゃるとおりだというふうに伺っておりまして、やはり、農家においては、野菜等、ＪＡを通して出荷する場合には、あまり関係ないといえますか、これまでどおりだけれども、子牛については、その生産者が販売したその個体が明らかである１対１の取引だということで、インボイスの影響が出てくると。

つまり、登録していない場合、その分の控除ができない分、値段が安く抑えられてしまう可能性がある、そこが心配だというふうに、繁殖農家の方は懸念を持っていらっしゃるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 今週に入って、宮崎県会のほうでもこの話題について取り上げた議員の方がおられるようで、どういった質問をされるのか注視しておりましたが、中には、地方自治体の公共事業などからも、免税事業者が排除される危険が危惧されるのではないかと心配して質問をされた議員の方もおられるようであります。

町が発注する建設工事等への入札資格における免税事業者への対応等については、本町はどの

ように考えておられるのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

入札参加条件等にインボイスの関係を考慮するかということについては、まだ本庁内ではそのような検討はいたしていないのが実情であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 今回の質問においては、国の新しく創設された制度に従う上で質問をしていますので、何らかの救済措置を講じるべきではないかということを最終的に聞きたいわけであります。

これまで、免税事業者が別途消費税相当額を受領することは、法令等で禁止されていなかったため、実際の商売や取引では、免税事業者であっても外税で消費税相当額を受領してきたというのが実際のところであります。

免税事業者の手元に残る——冒頭申し上げましたように、益税については賛否両論あるかと思いますが、新たな制度を理解して、法令を遵守した上で小規模事業者の所得が減少してしまうようであれば、何らかの救済措置が必要かと思います。この点について、町長の——救済措置について考えておられるようであれば、御意見をお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

現時点では、インボイス制度の導入によりまして、不利益を生ずるというか、そういったところについての救済措置については、具体的な検討はまだこれからであります。町から支払う金額について、何らか、登録事業者である、事業でないについて影響が出るということについてはありません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 通告でも申し上げましたが、非常に流動的な部分もまだまだあるかと思います。

昨日になりますけれども、政府与党は、インボイスの延期はないと述べた上で、税負担を軽減する経過措置を導入する方向性を示したようであります。

内容は、インボイス制度導入で新たに消費税を納める年間売上高1,000万円以下の免税事業者に対して、売上時に受け取る消費税の2割に納税額を収めるといった特例で、制度開始から3年間経過措置をするものだということであります。

また、年間売上高1億円以下の事業者に対し、1万円未満の取引の場合、インボイスがなくても仕入税額控除が6年間受けられる経過措置も設ける方向になったようであります。

優遇されたとはいえ、これはあくまでも経過措置であり、措置終了後はどのような社会情勢が待ち構えているのか、誰一人想像はつきません。

これまで、畜産、農林業を支援する政策や補助金、商工業を活性化させる予算確保など様々な取組を行っていることは十分私も理解していますが、今後、所得が減少するのであれば、これまでと同じ支援や施策だけでは、事業を継続する農家や事業者にとって負担が増すばかりであると思います。

免税事業者が多い地方の実情に国が配慮できていない、まだ支援が不十分であるのならば、それぞれの実情を熟知している地元の自治体と関係機関で、新たな支援策または拡充を検討することが行政の役目ではないかと私は思います。

改めて、救済も含めた支援の必要性・重要性を、町長はどのように受け止められているのか伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

国のほうにおいても今、そういった国民の声を受けて、経過措置等も検討をされている中ではありますので、そして、これは一自治体では全て完結するわけでもない、国の制度として行われるわけで、国が国民の声を聴いてどのような対応を今後していくのかということ、また、県議会でも質問があったわけであって、宮崎県として、どのように取り組むかという方針も示されるものというふうに思います。

その中で、高千穂町が今の段階で、こういった支援をやりますというのを打ち出すのは、なかなか現時点では難しい状況であります。

国・県の動向、制度設計も含めて、また、こういった小規模農家、あるいは小規模事業所がどのような不利益が生じるのか、そして、そこらあたりを国がどのように措置をしていくのか、あるいは近隣自治体、同じような事業者が多いようなところで、どのような制度が検討されてくるかというのは、まだまだ、国の方針がしっかりと示されてからになろうかと思いますので。

そこらあたり、私も必要性については、小規模事業者がこの機会にどんどんなくなっていく、あるいは小規模な農家が、もうからんからということで、差が出るからやっていけないというような事態になることは避けたいと思いますので、何らかの支援を、必要があれば今後検討をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 先ほど工藤議員の質問の中でもありましたが、非課税世帯が本町において４割近くいるということで、申告をするにおいても、所得税すらかからない農家もいることをよく耳にしますが、それだけ益税で潤っているということではなくて、皆さん、その益税で赤字を補填したり、運転資金にしているというのが今の実情上ではないかと思います。

今回のインボイス制度導入で、日本では１，０００万人近くが不利な状況になるのではないかと推測されているようであります。

本町において該当する方はこういった職種があるのか調べたところ、大工の一人親方であったり、タクシーの運転手さんであったり、１，０００万円以下の事業者がかなりいるということで、今後、注視して見守らなければいけないと思っているところであります。

何においてもよく言葉に出てきますが、長引くコロナ禍による経済の疲弊と、そして、ロシア軍のウクライナ侵攻による飼料・肥料高騰、物価高がより一層、日々の暮らしを逼迫させております。

免税事業者の手元に残る益税は、決して私腹の肥やしになっておらず、赤字の補填や運転資金に消えるだけであります。

私自身もそういった事例の当事者であり、軽減措置や経過措置が恒久的に措置されるように、我々議員もですけども、しっかり行政側からも国に要望をして、地方の第一次産業の従事者が安心して暮らせるように、議会と執行で要望をしていく必要があるかと思いますが、その点について、町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりかなというふうに思います。

私どもも、私は町長という立場でありますけれども、宮崎県町村会の理事もさせていただいておりますので、町村会のこれからの会合の中でも多分、各町村からそういった声が上がってこようかと思います。町村会としての県あるいは国に対する要望という中に、そういった項目を必ず盛り込みつつ要望をしていくということを考えていきたいというふうに思います。

また、町として単独でというよりも、まとまって要望をしていくというほうが効果が高いのかなというふうに思いますので、お隣の日之影町長が宮崎県町村会長でもありますし、そういったところを西臼杵としても訴えていこうじゃないかというお話をぜひさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） しっかり時間をかけて議論をすべき内容であるかと思いますが、

まだまだ流動的な部分もありますし、今後、国の方針が示されてから各自治体で対応をする問題でもあらうかと思しますので、今日の質問については、これで終わりたいと思います。

.....

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） マスクを取らせていただきます。議席番号6番、磯貝でございます。通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

件名につきましては、2件でございます。

1件目、株式会社高千穂まちづくり公社の運営状況について。

要旨につきまして、令和4年6月1日に設立し、7月から本格的に営業をスタートさせた町が経営する株式会社高千穂まちづくり公社の現在の状況について、町民や関係者から様々な意見や要望を聞きます。オープン後の経営・運営状況が見えない状況であり、町民及び議員への説明により状況の見える化が必要であると思われます。そこで、代表取締役社長でもある町長にお伺いします。

1つ目、経営・運営状況は順調か。

2つ目に、当初と現在の出荷者数の増減はどうか。

3つ目に、出荷物の盗難もあると聞く。防犯カメラの設置は検討をしたか。

4つ目に、事務所の看板設置はいつか。

2件目の質問です。台風14号による高千穂峡の災害についてであります。

今年の9月18日に高千穂を通過した台風14号により被害は大変大きく、町民の中には田畑が被災し、多額の復興資金が必要であり、その状況に落胆し、絶望感を感じている方もいらっしゃいます。町民全ての方に笑顔が戻ってくるように、町として早急な対応が必要であらうと考えます。

また、観光地でもある高千穂峡も大きな被害を受け、現在、遊歩道が歩けない状況であり、観光客も状況を理解しつつも、楽しみが半減したと落胆しております。

高千穂峡の被災状況を視察しましたが、疑問を感じましたので、町長に伺います。

1つ、手すりは取り外しができるようにしてはどうか。

2つ目に、タクシー乗り場を拡張し、観光客の利用率を上げてはどうか。

以上、質問をいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、磯貝助夫議員の株式会社高千穂まちづくり公社の運営状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、経営・運営状況は順調かについてでありますが高千穂まちづくり公社につきまして

は、本年6月1日に町100%の出資で設立し、7月1日より、道の駅高千穂の物産館及び、がまだせ市場鬼八の蔵の指定管理による運営や、ふるさと納税業務を本格稼働しているところであります。

現在の運営状況につきましては、7月から9月の第2四半期決算が出ております。

いずれも税抜きでございますが、道の駅高千穂物産館及び、がまだせ市場鬼八の蔵で構成される物産事業部が、売上高5,115万4,000円、経常利益264万6,000円、ふるさと納税事業部が、売上高572万7,000円、経常利益16万4,000円となっており、本社経理部門を含めた全体で、売上高5,688万1,000円、経常利益がマイナスの454万9,000円となっております。

全体ではマイナスとはなっておりますが、創立費、また、開業費のおよそ340万円を除けば100万円程度のマイナスであり、全体の売上は、目標とする令和2年度実績を上回っております。特に、8月期が行動制限のない夏休みとなり、また、2年間のコロナ禍の反動が主な要因ではないかと考えております。

物産事業部につきましては、道の駅の売上が全体を牽引し、アイテム数の拡充による客単価増や、手数料を平均19%から28%に見直したことにより、収益も改善されております。

ふるさと納税事業部につきましては、返礼品の造成に力を入れており、当初始動時に比べ、アイテム数も50品目ほど増加しております。

しかしながら、高千穂町全体のふるさと納税寄附額が、10月末現在で、件数1,940件、金額3,571万8,000円となっており、前年同月比で、件数41件、金額で821万2,000円ほどのマイナスとなっております。本格的な寄附が集まる12月となりましたので、今後、さらに広報などに全力を尽くし、前年を超えるような実績を目指していきたいと考えております。

次に、当初と現在の出荷者数の増減についてであります。まちづくり公社が委託を受ける前の、がまだせ市場鬼八の蔵の出荷者は、町内が155組、町外が25組、計180組でしたが、現在では、町内が209組、町外が33組、計242組で、大幅に伸びている状況であります。

次に、防犯カメラの設置の検討についてであります。公社設立前の出荷者への説明会でも、一部の方から、盗難があるので防犯カメラの増設の意見があったと伺っております。その対策として、道の駅についてはレジ位置の変更を行い、道の駅、がまだせ市場鬼八の蔵、両施設において、売台を変更し死角をつくらないなど、なるべく盗難に遭わないレイアウトに変更しております。

また、防犯カメラではありませんが、店内を遠隔からでも確認できるように、リモートカメラ

を各店舗に3台ずつ増設しております。

今後も、商品の陳列場所や方法を検討し、特に、小物などの被害に遭いやすい商品はレジ周りにもっと配置できないかなど、検討をしてみたいと存じます。

次に、事務所の看板設置の時期についてであります。この看板には公社のロゴマークを入れたいと考えており、12月から来年1月にかけて広く募集を行ってまいります。そのロゴマークを2月中には決定をし、3月に、その応募者への授賞式を兼ねた看板のお披露目を考えておりますので、今しばらくお時間を頂きたいと存じます。

次に、2件目の台風14号による高千穂峡の災害についての御質問にお答えいたします。

まず、手すりは取り外しができるようにしてはどうかについてであります。遊歩道の手すりは外れる構造になっております。平成17年当時、遊歩道の手すりは擬木製で、きっちりと固定されており、台風14号の濁流や流木等により、手すりや土台部分が破損し、復旧に時間を要しました。そのため、手すりの素材や工法を検討し、復旧工事が行われました。

手すりは県産材を使用し、同規模の増水があった場合は、手すりが浮力によって土台から外れ、手すりだけが流されるような工法で復旧されております。そのため、今年の台風14号では手すりが浮力によって外れ、コンクリート製の土台は被災せずに、そのほとんどが使用できる状態でありました。今回の、手すりの設置工事でも同様の工法が取られております。

最後に、タクシー乗り場を拡張し、観光客の利用率を上げてはどうかについてであります。タクシーの待機場につきましては、御橋の手前にあります県の公衆トイレ裏側を使用させていただくようタクシー事業者2社にお願いをしております。

また、高千穂峡には乗り場として使用できる土地もなく、現状では拡張が難しいため、タクシー事業者の皆様には大変御不便をおかけしております。事業者の皆様の御努力に感謝を申し上げ、今後とも御協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の株式会社高千穂まちづくり公社の運営条件つきまして、今、経営・運営状況につきまして説明をいただきましたが、7月から9月までの3か月間の決算が出ましたということで、物産事業部とふるさと納税事業を合わせまして、経営利益が281万円の黒字であるということです。ただ、経理部門を含めると、社全体の経営利益はマイナスの454万9,000円ということであります。

ということは、経営部門のマイナスが735万円あるということで、これは間違いないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 僅か、これは7月から9月の決算ということでここに出されておりましたので、ということは、この3か月で経理部門のマイナスが735万ということでよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝助夫議員の御質問にお答えいたします。

通常の営業ということでは、今回の場合は3か月、特に最初の開業費がございましたので、そこで340万円ほどかかっておりますので、今回は、そこが特にマイナスの負担の大きな部分であるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） はい、分かりました。3か月間での経営状況というのは、今の現状はこんな感じだということで分かりました。

まず、令和4年度、最終的に、半年ちょっとの営業になると思いますが、会社としての今年度の達成すべき目標、例えば営業部はどれだけもうけます、ふるさと納税がどれだけ集めますというところで、会社としての絶対に目標が必要になると思います。

あるいは、絶対達成しなければいけない目標、必成目標、あるいは必成以上に望ましい、もっとここまで行けたらいいなという望成目標、目標にはいろいろあると思いますけども、会社は令和4年度、どこまで目標としてやるのか、お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

目標としておりますのは、今年度は立ち上げで軌道に乗せるということがもちろん目標でありますけれども、令和2年度実績は必ず超えるというところを目標に掲げております。これは物産事業部でございます。

ふるさと納税につきましては、予算上は2億円というところを掲げさせていただいているんですけれども、サイトの再構築であったり、そこで、ふるさと納税の返礼品に対するレビュー、受け取った方の評価、こういった部分の掲載ページが、新たなサイトになってリセットされたこともありまして、なかなか苦戦をしているというのが実情でございます。

今後、また新たな方法などもできる限り行っていきながら、12月、返礼品も50品目ほど新

たに構築をしておりますので、ここあたりをしっかりとPRして、12月、そして、年が明けてもしっかりとPRをして、可能な限り目標に近づけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 高千穂のまちづくり公社設立委員会のほうに、私は参加をずっとさせていただいておりました。

その中の資料の中で、まず、会社全体の4年度の売上目標が1億9,275万2,000円ということで、経常利益が100万ということで、プラス100万で4年度は終わるというところが目標になっておりました。あと、ふるさと納税につきましては、4年度の目標が、納税額は1億8,000万で、収入が7,500万というのが一つの目標として、計画として上げられておりました。

ここは多分、今年度の会社としての目標値になるかと思うんですが、その目標、今の現時点で目標達成できるか、町長のほうにお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

売上につきましては、そのときの目標に近い数字は達成が見込めるのではないかと今見ているところでございます。

また、コロナの影響もありますので、観光客の動きであるとか、そこらあたりがどう影響してくるかということは心配をしているところでございます。

また、ふるさと納税につきましては、今苦戦している状況であります。可能な限り、先ほども申し上げましたけれども、目標に向かって達成ができるように、できることは何でもやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） ぜひ、これについては目標を達成していただきますよう努力をしていただきたい。

あと、物産事業部で道の駅と鬼八の蔵と2つございますけども、その売上状況ですけども、これは道の駅の住民の方からちょっとお話を聞いたんですが、もうちょっと鬼八の蔵は頑張ってくれよという御意見でございました。極端に言えばですね。

私たちは、一生懸命頑張って——皆さん頑張っているんでしょうけど——多分、2つあって、うちの売上のプラス部分を向こうの鬼八に負担していかなきゃいけない状況じゃないのかというところなんですけど、その実情はいかがでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに、売上とすれば、道の駅が全体を牽引しているということは、おっしゃるとおりでございます。

ただ、鬼八の蔵につきましても、月によってはほぼ変わらないような売上になっている部分もありますし、10月については鬼八の蔵のほうが——失礼しました。実際、道の駅のほうが売上は確かに多いんですが、やっぱり客層が違うというところが大きな要因かなというふうに思っております。

道の駅は、観光客が動き出せば、かなり直結的に売上が上がっていくというところがございまして、鬼八の蔵につきましては、観光客も来ていただきますが、地元密着型の店舗になっているということがございます。

このあたりの差がありまして、どうしても目につきやすい道の駅のほうが、売上が上がっているということでございますが、こちらにつきましては、経営統合して商品の融通もできるようにしておりますので、連携を図りながら、相乗的にお互い刺激をし合いながら、よりよい店づくりをしていく、そして、全体で売上を伸ばしていくということで考えております。

我々も、また、ＣＯＯも本格的に着任をされますので、このあり、今から売場の改善等力を入れながら、全体的に付与していけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 私が聞いた道の駅の方々の意見で、そういう意見が出ていたということで、現場で働く方々の不満だったり、意見だったり、あるいは愚痴かもしれませんが、そういうところが営業につながっていくということになろうかと思っておりますので、どうか現地の方々の意見をしっかりと聞いていただいて、運営に反映させていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税のことですけれども、昨年度に比べて、今の時点では821万円マイナスということでございます。目標、4年度1億8,000万というところを上げているところですが、これに向けても、12月の稼ぎどきというところと、高千穂の今、牛飼いの方々が頑張っていて、高千穂牛あるいは宮崎牛日本一というところで頑張っていたわけですから。

高千穂牛が日本に今、ブランド化されて名前も一躍有名になり、今がチャンスではないかというふうに思います。こういう高千穂で牛を飼っている農家の皆さんの努力を今本当に利用して、それこそ、このチャンスを逃したら次はないぐらいの気持ちで、この12月、あるいは4年度、頑張っていたきたいと思っております。

これについては、以上です。

次、出荷者さんの増減ですけれども、当初は180組だったものが、242組で62組伸びたということです。

私が、いろいろ、それこそ町民の方から話を聞くと、「みんな出ていって、延岡に出したり、熊本に出したりしよらすばい」と、出荷者さんが減っているという声が聞こえて、「いや、今増えていますわ」って、「じゃんじゃん増えて、うちも出し始めました」とかという意見が全く聞こえなかったんですけど、実際は増えていたということで、これは喜ばしいことかなと思います。

ただ、町民の方々はそれを知らないで、うわさ話で減っているという状況でありますので、こういうところもしっかり、あるいは町報とか、いろんな部分で今の、まちづくり公社の現在の状況とかいうものをしっかりと伝えていくことで、そういう、うそと言っては何ですけれども、誤解を招くうわさが流れないようにするべきじゃないかというふうに思います。

これが個人の会社であれば、そういうことを伝える必要はないんですが、これは町が、あるいは町長がトップで動いているわけですから、皆さんにそういうところは伝えるべきではないかと思います。

続きまして、防犯カメラの設置の検討についてでございますけれども、まず、盗難に遭わないレイアウトに変更しましたということでありまして、当初のレイアウトを考えたのは誰でしょうか。町長、お答えください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 当初のレイアウトにつきまして、例えば道の駅につきましては、当初の設計事業者の方に、これがベストなんじゃないかということで、あのレイアウトになったものというふうに私は認識をしておりますが。

出ていくところにレジがあるというような形を取っておりましたので、それがベストだろうということで設定したようではございますけれども、なかなか全体に目が行かないということで、その後、現在の形で全体にもっと目が行くような形のレイアウトに変更したところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 当初、店のレイアウトをするときに、道の駅で今までずっと働いていた方が、「いやいや、やっぱりレジは入り口にないと目が届かないし、なかなか盗難とかそういう部分では難しいというような意見を言ったんですけど、聞いてもらえなかった」という話があるんですが、これは事実でしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

私は、そのような意見は、直接は聞いておりませんが、店舗づくりについては、スタッフから

の意見も聞きながら、全体の意見としてこれが一番望ましいだろうということで設定をしたと私は認識をしておりますので、現場の声、それは全ての皆様が納得いくレイアウトではないかもしれませんが、いろんな意見を総合的に判断して、今の形の店舗改装を行ったということであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） では、私が実際に聞いた話ですので、そういう意見が実際にあったというのが事実であります。

ですから、先ほども言いましたように、現地で働く方々の意見、不満、あるいはもっと働きやすい職場というのは、やっぱり直接聞いていただく、あるいは、会社の職員の方々が誰か出向いていった意見を聞くとかというところでやっていただきたいというふうに感じます。

実際に私のところには、盗難に遭いましたという方もおります。加工品を出して、「私のところのは小さいから、ポケットにすぐ入れれるから、すぐ盗難に遭うっちゃん」ということを言われて、出荷したものが盗難に遭った場合、これは出荷者さんの負担というのではないんでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

盗難に遭ってしまったという場合については、その分について店舗側から補償をするということとはございませんので、最終的には出荷者の負担になってしまうという現状でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 野菜の大きな、例えば白菜とか、ああいうものをポケットに入れて盗む人もいないと思うんですけども、加工品で小さいもの、特に手をいっぱいかけて作り上げたものが盗まれて、それが、例えば10個出して2個取られて、その分も自分が払わなきゃいけないとなれば、それは防犯カメラは絶対必要だと思われませんか。

私だったら、多分必要だ、あるいはビデオテープなりで24時間監視、営業時間だけでも監視して、どういう状況でそういうことが生じたのか、こうならないためにはどうしたらいいのかというのを会社として検討して、レイアウトを考える、あるいはレイアウトをつくり変えるといったところが、私としては必要じゃないかと思うんですけども。

実際には、営業時間だけではなく、営業時間外、深夜とか夜とか、そういうところでの盗難・防犯なども考えて、今のリモートカメラで防犯・盗難に対する状況というのは万全な状況だと考えられますか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

まちづくり公社になりましてからリモートカメラについては実際増やしておりますし、ダミーも含めて増やしている状況でございます。実際に映るカメラももちろん増やしております。そのような声があるということで、小物についてのレイアウトも見直す必要はあるのかなというふうな意見も出ております。

ただ、小物をレジ近くに置いてきた場合に、ゆっくり見る時間というのが、むしろレジ近くでないほうが見れるんじゃないかというような意見もありまして、そこらあたりについては、レジ近くにレイアウトを変更するということと、売上げが下がるんじゃないかということも総合的に判断して検討をしたいと思います。

また、防犯カメラについての導入も検討の余地はあるかなと思っておりますが、まずは監視されているんだよということをしかり示す必要があるかなと思いますので、まずは、そのような盗難が多い売場についてのモニターの設置について、しかり自分たちが写っているというようなことを確認できるようなモニターの設置を、まずはやっていきたいなというふうに思っております。

また、夜間につきましては、そこは機械警備を入れておりますので、何かありましたら、具体的に言いますとALSOKさんが駆けつけるということになっておりますので、そこで夜間の警備については対応ができていうふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 防犯については、しっかりとした体制をつくっていただきたいし、そこに出荷者さんたちの安心に、そこに出荷できる状態をつくってもらいたい。また、あそこで勤務される方々が安心して勤務できる環境づくりには、必ず防犯設備というのは必要だと思いますので、充実を図っていただきたいと思います。

実は、私は3年前に、鬼八の蔵に観光客がいっぱい入っているところに状況を見に行ったときに、ある外国の団体さんが入ってきて、かりんとうの袋をぱっと開けて、みんなで回して食べて、余ったやつをまた陳列棚に置いて、出て行かれたのを見て、勤務されている方に、「すみません、今、どここの国の方か知らんけど、食べていかれましたよ」、「そうですか」って、「よくあるんですよ。でも、カメラがないから分からないんですよ」というようなこと言われたので、特に、そういうことも実際私も目にしましたし、万全を期していただけるように体制を整えていただきたいと思います。

出荷物の盗難、器物破損等に対する防犯設備の充実によって、出荷者さんが気持ちよく陳列をして、従業員が安心して勤務できる体制に努めていただきたいと思います。

次に、事務所の看板の設置についてであります。

今見ていただければ分かると思いますけども、ガラス張りの事務所がずっとあって、中が丸見えの状態で、前には看板も何もないです。中にパソコンが何台かあって、その中で事務所の職員が三、四人でパソコンを眺めながら何か仕事をしておられます。あれ何だろうと皆さん言われます。あの前で、2階で茶店をやっている方も、あの事務所は何ですかということで、御近所さんが分からない状況であります。

それだけ何も表示もないし、掲示もないし、何の事務所だろう、何の企業だろうな状況が今、7月からですから、8、9、10、11、4か月ちょっと過ぎているわけです。

あそこには、今、観光客が大分増えてきて、バスを利用して下りられてくる方もおります。あの前で地図を一生懸命広げて、どっち行こうか、どっち行こうかと迷っている観光客もいます。あと、中学生や高校生たちのバスの乗り降りの待機所でもあります。

だから、看板はできなくても、何か紙でも、模造紙でも何でも、何かちょっと一言書いておけばいいのになという感じを私はこの4か月間ずっと思っているんですけども、町長は、あの状況を見られて何か感じないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

確かに何か、まちづくり公社だということが分かるように示したほうがいいよねという話が出ているんですけども、ロゴマークをしっかりと作ってから看板をつけましょうというようなことで今動いているところでございます。簡易的にでも設置できるものについては考えていきたいというふうに思います。

あそこ、何をしているか分からないというようなお話もありましたけれども、にぎわいというか、以前はずっとあそこは空き店舗のままあったわけでありまして、あそこの事務所が開いているというだけでも、全然閉まった状態のままよりも状況はよくなっているんじゃないかと私は考えております。

また、近所の方も知らないという御意見もありましたが、その方については、もしかしたら挨拶がちゃんと行き届いていないのかもしれませんが。

あそこの事務所も、政があるときなどに、道に、しめ縄を張ったりとか、そういったいわゆる役目というか、そういった部分にも参加をしたり、近所の方、お住まいの方等には御挨拶回りもしたということで、そういった一緒の作業もやったりしておりますので、近所の方との関係については、私は良好だと考えておりますが、そういった御指摘があるのであれば、再度何かの機会にもう一度徹底をするような形で指示をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 当初、あそこに事務所を設けられるときに、なぜあそこに事務所なのということで話をしたときに、中心部のにぎわいを取り戻したいというのが、ひとつ理由としてはありました。開いていることでも少しはにぎわっているかなという、にぎわうというよりも、利用しているな、使っているなというところは分かります。

ただ、誰も訪ねていける空気じゃない、何をやっているのか分からない、事務所が1つあって何のプラスになるんだろうというのを私は感じているんですが。

町長にお伺いします。間もなくクリスマスですけども、クリスマスに向けて何か飾りとかするような予定はないんですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

今のところ考えはなかったんですが、これまでも高校生の作品を展示したりとか、そういったこともやってきておりますので、そういった意見もあったよということで検討をすることは可能かなと思いますが、そこに多額のお金をかけるということはなかなか難しい状況もあるかなと思いますので。

例えば簡易的なものであったり、家庭にあるものを持ち寄ったりというようなことで、多少の飾りつけをするということは可能かなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 中心部を華やかに、あるいはにぎわいを持たすのであれば、何らかの年末に華やかさを感じさせるような、あまりお金をかけない努力をしていただいてやっていただくと、それを見に人が集まるのかな、あるいは人も中に寄って話しかけもしてくれるのかなというふうに感じますので、何らかの事業をやっていただければと思います。

公社のスタートにつきましては、6月の議会で、まだ早いとか、準備不足、説明責任をまだ果たしていない。逆に出荷者さんのことを考えれば、生活もあり、早く営業をさせてあげたい。そんないろんな賛否両論ありましたが、私につきましては、町長、あるいは、そのときの担当課でありました総合政策課の担当の方々の自信と意欲に期待をして、本事業の推進に賛成いたしました。

賛成したからには、私自身も責任を持って今後の経営と運営状況につきまして、しっかりと監視させていただいて、町民の不安と疑問に答えていくことは私の責任であると感じております。

代表取締役社長でもある町長に申し上げます。失敗は許されない事業だ、これを全社員に徹底していただき、最大限の営業努力をしていただきますようお願いいたします。

次、2件目の質問に入らせていただきます。台風14号による高千穂峡の災害についてでございます。

1つ目の手すりについてですけども、支柱がありますけど、その支柱が浮遊する仕組みであったことは、私、知りませんでした。調べなくて、抜けてどっかへ飛んでいっているなぐらいのこ
としか考えていなかったんですけども。では、抜けて飛んでいった支柱は、今どこにあるんでしょうか。それについては企画観光課長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

浮遊するということは、それが完全につかったということでございまして、物すごい濁流だった
ので、下流のほうに流されていったと思われま。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 支柱がかなりの本数あると思います。流されたものもかなりあ
ると思います。あれ1本の単価、あれ1つも町の財産だと思います。それを流れましたでよろし
いんでしょうか、企画観光課長。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 平成17年の災害のときに、町長も答弁したとおりですが、
きっちり固定されておりまして、そのときにコンクリート製の土台まで流されてしまって、次の
年に手すりを設置するような形になったと聞いております。

多分、取り外しが利いて、職員で運べるかどうかというのも、この事業を発注している支庁の
林務課の担当の方に聞いたんですが、職員ではちょっと無理ですと、やっぱり建設業者の方に、
手すりを外したりはお願いをしないとできないでしょうと。

台風の前に、突風とか雨が降っている状況で、手すりを外すことを委託するというのは、建設
業者が安全性を考えた場合に受注しないんじゃないかということで、多分、一番復旧できる方法
ということで、今回、17年の災害の後にこの工法が考えられたんだというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 17年のときの台風も14号、今回も14号で、ちょっと期間
があつて、多分、支柱のほうも木でできているということで、大分老朽化も進んでいた時期でも
あったのかなとは思いますが、今回、例えば台風前に、皆さん総出で行けば1人何本で済む
のかな、引っこ抜いて高台に置いとくなりしておけば流れることもなかったのかなと私自身は思
ったんですが。

あと、現地を見たときに、かなり山を切り開いたりとかして、その倒木が流れ着いてきている。それにプラスして、その支柱も一緒に流れていくと、下流でもし倒木とその支柱が詰まったときに——浮遊しますからね——二次災害を起こす可能性があるのではないかという心配をしているんですが、そういう二次災害の恐れというのを感じないでしょうか、企画観光課長。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 今回も高千穂峡にはたくさんの流木が流れ着いておりまして、高千穂峡だけでも流木で被災を受けております。

今回の台風で流れた流木に対して、うちの手すり流れたことによる割合というのが、災害で立ち木等が川に流れていったりした場合ですね。そういったことのほうが影響が大きいというふうに考えておりまして。

やはり、この工法を選んだのは、土台さえしっかりとしていれば、手すりを新たに付けば、早めに手すりを設置できて、また観光業の皆様楽しんでいただけるようになるというふうに考えておりますので、同規模の台風が来た場合、やはりこの工法が一番、現在の技術では適切ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今回は、災害と災害の間が年数がありました。もし、来年、完全にまた復旧させました——同じ形でですね——したときに、来年また大きい台風が来て、それが流されたときには、まだ新品の支柱が流されるわけであって、それが町の財産であれば、何らかの形で引っこ抜いて撤収するなどの何か対策というのをですね、これから台風の時期までかなりありますから、何らかの策をやっぱり練るべきではないかというふうに思いますので、そこをしっかりと考えていただきたいと思います。

これを、台風が来るからと下手に抜くと、ぎりぎりまで観光客の方も歩かれるでしょうし、今度は転落とかの恐れもありますから、そういういろんな状況も加味して、どうしたら一番最善であらうかということを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、最後になりますが、タクシー乗り場の件ですけども、これについては、タクシー側ではなくて、私がちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですけども、タクシー会社の環境を整えるのではなくて、今の状況の中で、遊歩道を歩けないので、観光客が道路に上がってまた下りてくる。地図で見るから高低差は分からないわけです。

高千穂峡を見た後に、またあれを歩いて帰らないかんのという状況があるので、そこを皆さん、タクシーがあつたらなというところです。

ましてや今、歩道が歩けないんだったら、高千穂神社から歩こうよといって、高千穂神社から歩いて下りてこられる方もいます。

帰りがこんな上りとは知らずに歩いてきましたと、そこにタクシーがいませんでしたということが、今回、何かかなり出ているようでございましたので、タクシーの運用という、観光客の足のことを考えたタクシーの運用というのも何かいいアイデアがあればというところだったんですが、企画観光課長のほうも考えていただいて、現場を見ていただいて、観光客の意見も聞いていただいて、タクシー会社との意見も交換をしていただいて、よい状況をつくれればなというアイデアでございます。

これについては特にいい質問等はいたしません、そういう状況でございましたので、御報告と提案ということでお願いいたします。

それでは、いよいよ町長も1期4年が終わろうとしておりますが、まちづくり公社に限らず、今動き始めた事業が数々あります。継続は力なりという言葉もありますが、種をまいたのは甲斐宗之町長でございます。収穫するまで、あるいは花が開くまで責任を持って、最後まで町長の職を全うしていただきたいというふうに思いますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時20分散会
